

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	農林漁業用国産 A 重油の石油石炭税還付措置の適用期限の延長	
税 目	石油石炭税（租税特別措置法第 9 0 条の 6 ）	
要 望 の 内 容	農林漁業用国産 A 重油の石油石炭税還付措置の適用期限を延長する。	
	減収見込額 （平年度）	- ( 4 , 5 7 4 百万円 )

<p style="text-align: center;">新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>農林水産業の振興策の一環として、農林漁業用の輸入A重油について石油税（現在の石油石炭税）の免税措置が講じられていたが、国産A重油についても、平成元年度改正で、石油税（現在の石油石炭税）が農林漁業用A重油の製造者に還付されることとなった。</p> <p>本措置は、輸入品の石油石炭税が免税となっているのに対し、原油を処理して生産される国産品については、原油段階で石油石炭税が課され、不均衡となっていた制度を是正したものであり、適用期限を延長する必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>農林水産業の経営安定化の観点から、輸入品の農林漁業用A重油については、石油石炭税の免税措置が講じられている（別途、適用期限の延長を要望中）。一方で、国内の製油所で原油を処理して生産される国産の農林漁業用A重油については、原油段階で石油石炭税が課されることになる。こうした国産品と輸入品とのイコール・フットィングを確保する観点から、当該還付措置を講じる必要がある。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>農林漁業の経営の体質強化を図るとともに、農林水産物の安定供給を確保するために、農林漁業用A重油の国産品と輸入品とのイコール・フットィングを実現するものであり、補助金による補てん等に比べ効果的かつ効率的な措置である。</p>								
<p style="text-align: center;">今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="225 1565 464 1727"> <p>政策評価体系における位置付け</p> </td> <td data-bbox="464 1565 1489 1727"> <p>25 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1727 464 1888"> <p>政策の達成目標</p> </td> <td data-bbox="464 1727 1489 1888"> <p>農林漁業用A重油の国産品と輸入品とのイコール・フットィングの維持を図りつつ、農林漁業用国産A重油を安定的に供給し、農林水産業の経営安定化を図る。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1888 464 2011"> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> </td> <td data-bbox="464 1888 1489 2011"> <p>2年間</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 2011 464 2136"> <p>同上の期間中の達成目標</p> </td> <td data-bbox="464 2011 1489 2136"> <p>平成22年度及び平成23年度において、農林漁業用A重油の国産品と輸入品とのイコール・フットィングの維持を図りつつ、農林漁業用国産A重油を安定的に供給し、農林水産業の経営安定化を図る。</p> </td> </tr> </table>	<p>政策評価体系における位置付け</p>	<p>25 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保</p>	<p>政策の達成目標</p>	<p>農林漁業用A重油の国産品と輸入品とのイコール・フットィングの維持を図りつつ、農林漁業用国産A重油を安定的に供給し、農林水産業の経営安定化を図る。</p>	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>2年間</p>	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>平成22年度及び平成23年度において、農林漁業用A重油の国産品と輸入品とのイコール・フットィングの維持を図りつつ、農林漁業用国産A重油を安定的に供給し、農林水産業の経営安定化を図る。</p>
<p>政策評価体系における位置付け</p>	<p>25 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保</p>								
<p>政策の達成目標</p>	<p>農林漁業用A重油の国産品と輸入品とのイコール・フットィングの維持を図りつつ、農林漁業用国産A重油を安定的に供給し、農林水産業の経営安定化を図る。</p>								
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>2年間</p>								
<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>平成22年度及び平成23年度において、農林漁業用A重油の国産品と輸入品とのイコール・フットィングの維持を図りつつ、農林漁業用国産A重油を安定的に供給し、農林水産業の経営安定化を図る。</p>								

	当該要望項目以外の税制上の支援措置																	
	予算上の措置等の要求内容及び金額																	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係																	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	平成20年度及び平成21年度において、農林漁業用A重油の国産品と輸入品とのイコール・フットィングの維持を図りつつ、農林漁業用国産A重油を安定的に供給し、農林水産業の経営安定化が図られた。																
	租税特別措置の適用実績	<p>還付数量</p> <table border="0"> <tr> <td>平成18年度</td> <td>2,201千KL</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>2,180千KL</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>2,242千KL(見込み)</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>2,242千KL(見込み)</td> </tr> </table> <p>還付額</p> <table border="0"> <tr> <td>平成18年度</td> <td>45億円</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>44億円</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>46億円(見込み)</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>46億円(見込み)</td> </tr> </table> <p>(農林水産省試算)</p>	平成18年度	2,201千KL	平成19年度	2,180千KL	平成20年度	2,242千KL(見込み)	平成21年度	2,242千KL(見込み)	平成18年度	45億円	平成19年度	44億円	平成20年度	46億円(見込み)	平成21年度	46億円(見込み)
	平成18年度	2,201千KL																
	平成19年度	2,180千KL																
	平成20年度	2,242千KL(見込み)																
平成21年度	2,242千KL(見込み)																	
平成18年度	45億円																	
平成19年度	44億円																	
平成20年度	46億円(見込み)																	
平成21年度	46億円(見込み)																	
租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	租税特別措置の適用実績は、平成19年度44億円、平成20年度46億円(見込み)となっており、農林漁業用A重油の国産品と輸入品とのイコール・フットィングの維持を図りつつ、農林漁業用国産A重油を安定的に供給し、農林水産業の経営安定化が図られた。																	
前回要望時の達成目標	平成20年度及び平成21年度において、農林漁業用国産A重油の安定供給により、農林水産業の経営安定化を図る。																	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成20年度及び平成21年度において、農林漁業用国産A重油の安定供給により、農林水産業の経営安定化が図られた。																	

これまでの 要望経緯	平成元年度 創設（石油税2,040円/KL（従量税）） 平成15年度 （石油石炭税2,040円/KL（従量税）） 平成16年度 拡充（対象に石油化学製品製造用国産ガスオイル（粗製灯油及び粗製軽油）を追加）
---------------	--

